

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601179号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700002号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額に係る記録を76万1,000円、平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を18万7,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日及び平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月27日
② 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008年06月度賞与明細」及び「2008年12月度賞与明細」並びに同社から提出された平成20年度上期内務員賞与の支給及び平成20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用され

ない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は76万1,000円、請求期間②は18万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601214号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額に係る記録を9,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2007年06月度賞与明細」並びに同社から提出された平成19年度上期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年6月28日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601215号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を61万円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2007年12月度賞与明細」並びに同社から提出された平成19年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成19年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から61万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601160号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700003号

第1 結論

平成8年10月の請求期間については、請求者の主張する平成8年12月に国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月

私は、請求期間の国民年金保険料を平成8年4月から同年9月まで及び同年11月の国民年金保険料と同様に同年12月にまとめて納付したにもかかわらず、平成10年4月22日に現金納付したことになっている。

請求期間の国民年金保険料についてのみ、何らかのミスで納付の記録が適正に記帳されていなかったものとするほかにない。

請求期間の保険料納付日が平成10年4月22日と記載されていることにより、平成9年5月に初診日のある障害について障害基礎年金の納付要件を満たしていない状況となっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は平成10年4月22日に請求期間の保険料を遡って納付した記憶はないと主張しているが、当該納付日は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該納付記録の過誤は考え難い。

また、請求者は請求期間当時、使用していた取引銀行の預金通帳を持っておらず、当該取引銀行も請求期間当時の取引明細等を保管していない上、A市役所は請求期間の国民年金に係る記録は保存期間経過により廃棄していると回答していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を平成8年12月に納付したことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を平成8年12月に納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を平成8年12月に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を請求者の主張する平成8年12月に納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601119号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700004号

第1 結論

昭和63年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月

請求期間については、私が、昭和63年12月に会社を退職したので、私の妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理日から平成8年8月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられることから、昭和63年12月に会社を退職後、請求者の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料も夫婦二人分納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、上記の加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601161号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700005号

第1 結論

昭和56年8月から昭和58年3月までの請求期間及び昭和63年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年8月から昭和58年3月まで
② 昭和63年12月

私が結婚する前の請求期間①については、父が私の国民年金の加入手続を行い、父か生前の母が、国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間②については、夫が昭和63年12月に会社を退職し、私が国民年金第3号被保険者でなくなったので、夫が私の国民年金第3号被保険者の資格喪失の手続を行い、私が夫と私の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和58年7月頃に行われたと考えられ、加入手続時点において請求期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、これらを行ったとする請求者の父親及び母親からは事情を聴取できない上、請求者は、直接関与していないとしていることから、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者の昭和62年11月24日の婚姻に伴い、昭和62年12月1日を取得日とする国民年金第3号被保険者資格の取得処理が昭和63年1月27日に行われており、その後、請求者の夫が平成2年10月19日に被保険者資格を取得した厚生年金保険加入期間に対応する請求者の国民年金第3号被保険者資格の取得処理が行われた平成6年1月28日に、請求期間②を含む昭和63年12月から平成2年9月までの期間が、国民年金保険料の納付を要する国民年金第1号被保険者期間とされたことが確認できる。

以上のことから、請求期間②については、平成6年1月28日に国民年金保険料の納付を要する国民年金第1号被保険者期間とされるまで、保険料の納付を要しない国民年金第3号被保険者期間とされていたことが確認できる上、平成6年1月28日時点では、請求期間②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者の父親、母親及び請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601162号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700006号

第1 結論

平成10年4月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成12年3月まで

私の母は、家族で営んでいるクリーニング店に毎月来ていた信用金庫の職員に、家族全員の国民年金保険料を納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

また、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者側の主張に対し、行政側の不適切な記録管理が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601172号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700007号

第1 結論

昭和50年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和54年3月まで

私は、勤務していたA市の幼稚園を退職し、B市へ転居した後に、実家にいる母から電話で勧められて、昭和55年6月にB市役所の旧庁舎で、遡って国民年金保険料を納付することを相談し、同月に20万円以上を預金から引き出して、請求期間の国民年金保険料を同市役所で一括して担当者に納付した。私が年金事務所に聞いたところ、加入手続は昭和56年7月頃であり、特例納付の実施期間ではなかったと回答しているが、昭和55年6月にB市役所旧庁舎で納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする昭和55年6月は、第3回特例納付実施期間である。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、その前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得月が昭和56年6月であること、及び、請求者の記号番号の前後各50番の者のうち、強制加入被保険者に係る国民年金保険料の納付開始月が、全て、昭和56年6月時点で遡って過年度納付が可能な昭和54年4月以降であることから、昭和56年6月頃にB市において払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられる。

したがって、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和55年6月時点では、請求期間は加入手続を行う前の国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記の請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和56年6月頃は、特例納付実施期間ではなく、同時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

なお、請求者は、昭和55年6月にB市役所で請求期間の国民年金保険料を特例納付した旨を主張しているところ、同市の広報誌(昭和55年5月25日発行)によると、特例納付の受付は市役所であるが、同保険料の納付は「最寄りの金融機関か郵便局で行ってください」とされ

ている。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできず、B市において、昭和 55 年 6 月を含む前後の期間に払い出されたと考えられる記号番号の検索によっても、請求者の氏名は確認できない上、請求者に対して、同一市内において、約 1 年のうちに二つの異なる記号番号が払い出されたとは考えにくく、請求者がB市で国民年金の加入手続きを行い、最初に交付されたとする年金手帳にも上記の昭和 56 年 6 月頃に払い出された記号番号が記載されている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。